

奈良市公報

第132号

令和6年11月18日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
10	16	47	奈良市公報号外第26号に掲載	契約課
10	16	48	奈良市公報号外第26号に掲載	福祉政策課

告示

月	日	番号	件名	主管
10	16	544	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10	17	545	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
10	17	546	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
10	17	547	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関からの変更の届出	障がい福祉課
10	18	548	督促状の公示送達	納税課
10	21	549	放置自転車等の保管	環境政策課
10	21	550	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	21	551	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	22	552	道路の区域変更	土木管理課
10	22	553	道路の供用開始	土木管理課
10	22	554	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
10	23	555	奈良市国民健康保険料に係る滞納処分の停止通知書の公示送達	国保年金課
10	23	556	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	23	557	農用地利用集積計画の決定	農政課
10	23	558	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10	24	559	放置自転車等の保管	環境政策課
10	25	560	近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	住宅課
10	25	561	奈良市営墓地使用者の募集	斎苑管理課
10	25	562	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	25	563	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
10	28	564	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課

10	28	565	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
10	28	566	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
10	28	567	奈良市公報号外第26号に掲載	子ども育成課
10	28	568	奈良市公報号外第26号に掲載	子ども育成課
10	30	569	令和6年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
10	31	570	特定生産緑地の指定	都市計画課
10	31	571	放置自転車等の保管	環境政策課
10	31	572	放置自転車等の処分	環境政策課
訓 令 甲				
月	日	番号	件 名	主 管
10	16	6	奈良市公報号外第26号に掲載	総務課
監 査				
月	日	番号	件 名	
10	25	13	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
10	18	60	奈良市企業局物品購入等入札参加の資格等に関する要領	企業総務課
10	18	61	入札参加資格審査の申請の期間の決定	企業総務課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
10	18	25	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市各投票区の投票管理者等の選任	
10	22	26	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の変更	
10	24	27	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の変更	

告

示

奈良市告示第544号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年10月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年8月7日 奈良市指令整開 第24A-21号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年10月16日 第1916号

公共施設 令和6年10月16日 第967号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市北永井町352番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号

大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支店長 大矢 卓司

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 調整池

奈良市北永井町352番1の一部

(令和6年10月16日揭示済)

奈良市告示第545号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年10月17日

奈良市長 仲川 元庸

指定月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する医療の種類
令和6年 6月1日	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	奈良市 奈良市長 仲川 元庸	腎臓に関する医療 (腎移植術後の抗免疫療法を含む。)
令和6年 8月1日	おとなとこどもの歯並び 中山矯正歯科・小児歯科 西大寺	奈良市西大寺南町 2番4サンスクリ ット西大寺101	中山 雄司	歯科矯正に 関する医療
令和6年 8月1日	たんしょう内科腎臓内科 皮膚科クリニック	奈良市鳥見町二丁目8番地7	丹正 幸佑	腎臓に関する医療

(令和6年10月17日揭示済)

奈良市告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年10月17日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医療機関等名	所在地	開設者氏名
令和6年	とみお薬局	奈良市富雄元町二丁目3-22-1	有限会社ケンエ薬局

5月1日			代表取締役 前田 紀子
令和6年 8月1日	きらら薬局	奈良市菅原東二丁目20番18-105号	有限会社 林 代表取締役 林 道治
令和6年 8月1日	エバグリーン薬局押熊店	奈良市押熊町437	エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
令和6年 8月1日	セイムス近鉄奈良薬局	奈良市東向南通23-1 コトモール1F	株式会社東海セイムス 代表取締役 松本 旭生
令和6年 9月1日	米田薬局ならまち店	奈良市紀寺町911番地1号	株式会社NSメディカル 代表取締役 米田 典生

(令和6年10月17日揭示済)

奈良市告示第547号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の名称の変更について、下記のとおり、同法第69条第2号の規定に基づき告示する。

令和6年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関等名	所在地	開設者氏名
令和6年 5月1日	アイン薬局 市立奈良病院前	奈良市紀寺町687-9	株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 淡路 英広

(令和6年10月17日揭示済)

奈良市告示第548号

令和4年度市・県民税（普通徴収）第2期分、第3期分、第4期分、令和5年度市・県民税（普通徴収）第2期分、第3期分、第4期分、随1期分、令和5年度市・県民税（特別徴収）1月分、令和6年度軽自動車税全期分、令和6年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）第2期分、令和6年度固定資産税・都市計画税第2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年10月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
令和4年度市・県民税(普通徴収)	第2期分	令和4年9月20日	令和4年8月31日
令和4年度市・県民税(普通徴収)	第3期分	令和4年11月18日	令和4年10月31日
令和4年度市・県民税(普通徴収)	第4期分	令和5年2月28日	令和5年1月31日
令和5年度市・県民税(普通徴収)	第2期分	令和5年9月20日	令和5年8月31日
令和5年度市・県民税(普通徴収)	第3期分	令和5年11月20日	令和5年10月31日
令和5年度市・県民税(普通徴収)	第4期分	令和6年2月20日	令和6年1月31日
令和5年度市・県民税(普通徴収)	随1期分	令和5年11月20日	令和5年10月31日
令和5年度市・県民税(特別徴収)	1月分	令和6年3月12日	令和6年2月13日
令和6年度軽自動車税	全期分	令和6年6月20日	令和6年5月31日
令和6年度市・県民税・森林環境税(普通徴収)	第2期分	令和6年9月20日	令和6年9月2日
令和6年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和6年8月20日	令和6年7月31日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和6年10月29日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和 6 年 10 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 549 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 10 月 10 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 10 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 550 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により西大寺新田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条例第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	片根 得光 奈良市西大寺新田町 3 番 21 号	山元 眞明 奈良市西大寺新田町 3 番 47 号
主たる事務所の 所 在 地	奈良市西大寺新田町 3 番 21 号	奈良市西大寺新田町 3 番 47 号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 10 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 551 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	新井谷 ひろみ 奈良市西大寺竜王町一丁目4番44-4号	山崎 ちづ子 奈良市西大寺竜王町一丁目4番28号

2 変更の年月日

令和6年5月6日

(令和6年10月21日掲示済)

奈良市告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第731号線	青野町二丁目207番2地先から 青野町二丁目206番2地先まで	前	1.4~4.2	62	
			後	1.4~8.0	62	

(令和6年10月22日掲示済)

奈良市告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	中部第731号線	青野町二丁目207番2地先から	青野町二丁目206番2地先まで	L=62 W=1.4~8.0

(令和6年10月22日掲示済)

奈良市告示第554号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和6年10月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

開所時間の変更

開所時間を次のとおりとする。

施 設 名	期 間	開所時間
奈良市総合観光案内所	令和6年10月26日、27日	午前9時から午後8時まで
	令和6年11月1日から4日まで、8日から10日まで、15日、16日、22日、23日、29日、30日	午前9時から午後8時まで

奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和6年10月26日、27日	午前9時から午後8時まで
	令和6年11月1日から4日まで、8日から10日まで、15日、16日、22日、23日、29日、30日	午前9時から午後8時まで

(令和6年10月22日揭示済)

奈良市告示第555号

奈良市国民健康保険料に係る滞納処分の停止通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和6年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 滞納処分の停止通知書の送達を受けるべき者の氏名・住所等及び発送年月日
省略

(令和6年10月23日揭示済)

奈良市告示第556号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	西川 一博 奈良市中山町45番地の69	丸田 博昭 奈良市中山町45番地の56

- 2 変更の年月日

令和6年4月21日

(令和6年10月23日揭示済)

奈良市告示第557号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により公告する。

令和6年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和6年10月23日揭示済)

奈良市告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号

令和6年3月27日 奈良市指令整開 第23A-36号

令和6年9月20日 奈良市指令整開 第23A-36-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年10月23日 第1917号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1152番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町西三丁目356番3

株式会社ヒガワコーポレーション 代表取締役 新垣 弘明

(令和6年10月23日揭示済)

奈良市告示第559号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年10月17日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和6年10月24日揭示済)

奈良市告示第560号

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条第3項の規定による令和7年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表する。

令和6年10月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住居番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性 係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	78,300	0.7161
		74.8	3-4号館	78,100	0.7161

		74.8	5-6号館	83,100	0.7161
		39.3	6号館	43,600	0.7161
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	19,500	0.7346
		74.9	1-2号棟	96,600	0.7650
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	79,100	0.7144
		64.2	1-2号棟	68,000	0.7144
		64.5	1-2号棟	68,400	0.7144
		71.9	1-2号棟	76,200	0.7144
		74.6	3号棟	78,800	0.7144
		64.2	3号棟	67,800	0.7144
		64.5	3号棟	68,200	0.7144
		71.9	3号棟	76,000	0.7144
		74.7	1-2号棟	73,100	0.7430
		64.5	1-2号棟	63,100	0.7430
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	71.2	1-2号棟	69,700	0.7430
		34.7	101-120	20,900	0.7173
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	28.0	131-140	22,000	0.7416
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	141-150	22,900	0.7416
		33.8	151-160	25,400	0.7416
		70.1	1-2号棟	125,000	0.7664
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	60.7	1-2号棟	108,100	0.7664
		55.3	1-2号棟	106,300	0.7664
		55.3	1-2号棟	106,300	0.7704
		70.1	3号棟	120,000	0.7664
		60.7	3号棟	103,800	0.7664
		55.3	3号棟	103,000	0.7664
		55.3	3号棟	103,000	0.7704
		60.1	3号棟	102,800	0.7664
		41.6	3号棟	70,800	0.7664
		42.7	127-141	15,800	0.7104
第10号市営住宅	奈良市古市町	55.4	143-157	22,500	0.7104
		58.8	158-164	23,600	0.7104
		58.8	165-188	23,100	0.7104
		74.6	1-23	100,300	0.7330
		74.6	24-35	98,100	0.7330
		74.9	36-62	97,500	0.7330
		74.9	63-66	98,400	0.7330
		74.9	67-102	101,300	0.7330
		75.0	103-112	99,400	0.7330
		74.9	113-118	95,700	0.7330
		74.9	119-124	109,000	0.7330
		74.8	125-128	109,500	0.7330
		74.8	129-134	111,700	0.7330
		74.9	137-138	111,500	0.7330
		74.9	135-136	108,000	0.7330
		75.0	139-140	99,100	0.7330

第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	74.8	141-154	116,200	0.7330
		31.4	1-12	17,300	0.7046
		58.8	79-91	22,900	0.7000
		58.8	92-101	32,600	0.7000
		74.8	1-10	94,700	0.7160
		74.9	25-28	97,100	0.7160
		74.9	11-24	96,100	0.7160
		74.9	29-32	97,100	0.7160
		74.9	33-38	99,900	0.7160
		74.9	39-43	99,900	0.7160
		75.0	44-47	101,000	0.7160
		74.9	48-53	100,700	0.7160
		75.0	54-55	94,200	0.7160
		74.9	56-57	107,200	0.7160
		74.9	58-63	100,500	0.7160
		75.0	64-65	93,600	0.7160
		75.1	66-73	108,500	0.7160
		75.0	74-79	110,700	0.7160
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	55.4	76-105	23,600	0.7023
		75.0	1-28	100,000	0.7198
		74.9	39-43	97,600	0.7198
		74.9	29-38	98,400	0.7198
		74.8	44-49	96,500	0.7198
		74.9	50-53	96,600	0.7198
		74.9	54-55	97,500	0.7198
		74.9	56-59	100,500	0.7198
		75.0	60-67	98,500	0.7198
		75.0	68-71	98,600	0.7198
		74.9	72-75	95,900	0.7198
		74.9	76-77	108,500	0.7198
		74.7	78-79	113,500	0.7198
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	23,300	0.7011
		58.8	21-30	32,100	0.7011
		74.9	1-8	99,100	0.7179
		75.0	9-14	100,200	0.7179
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	88,800	0.7515
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	28,300	0.7385
		37.6	2号棟	26,700	0.7385
		42.1	3号棟	25,600	0.7385
		38.7	4号棟	23,500	0.7385
		42.3	5-6号棟	26,500	0.7385
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	24,900	0.7127
		74.8	101-404	83,100	0.7149
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	47,600	0.7762
		65.0	5-9号棟	58,100	0.7762
		55.0	5-9号棟	49,200	0.7762

		45.0	5-9号棟	40,100	0.7762
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	53,300	0.7914
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1-20	11,900	0.6837
		31.5	21-36	11,600	0.6837
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1-20	10,900	0.6815
		31.5	21-40	11,900	0.6815
西之阪地区改良住宅	奈良市油阪町及び 西之阪町	47.3	1期	34,600	0.7914
		47.3	2期	34,600	0.7914
		51.1	3期A	48,300	0.7914
		51.1	3期B	48,300	0.7914
横井地区改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目	80.0	1	33,000	0.7096
		80.0	4, 5, 10, 11	35,800	0.7096
		80.0	6-8, 13-22	36,400	0.7096
		80.0	2	34,100	0.7086
		80.0	3	35,800	0.7086
		80.0	9, 12	36,400	0.7086
		80.0	23, 26-32	33,400	0.7096
		80.0	24, 25	33,400	0.7086
		80.0	34, 36, 41, 45, 48-51	33,900	0.7096
		80.0	35, 37-39, 43, 46, 52-57, 59-65	34,500	0.7096
		80.0	44, 47	33,900	0.7086
		80.0	33, 40, 58	34,500	0.7086
		80.0	88	31,500	0.7096
		80.0	83	32,100	0.7096
		80.0	89, 91	32,600	0.7096
		80.0	66, 70, 78, 87, 99	33,200	0.7096
		80.0	67, 69, 71, 72, 74, 76, 77, 79, 84-86, 90, 92, 94-98	33,800	0.7096
		80.0	73, 82, 93	33,200	0.7086
		80.0	68, 75, 80, 81	33,800	0.7086
		80.0	105, 106, 108, 111	51,000	0.7096
		80.0	100-103, 109-115	51,600	0.7096
		80.0	104	51,000	0.7086
		80.0	107	51,600	0.7086
		80.0	207, 212, 213, 215	56,000	0.7096
		80.0	201, 203, 204, 206, 209-211, 214, 216, 217	56,500	0.7096
		80.0	208	54,800	0.7086
		80.0	202	56,000	0.7086
		80.0	205	56,500	0.7086
		80.0	224	58,300	0.7096
		80.0	221	59,500	0.7096
		80.0	218-220, 222, 223	60,000	0.7096

		80.0	225	60,000	0.7086
		80.0	226, 227	62,600	0.7096
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	80.0	132, 133	49,300	0.7096
		80.0	116-127, 129-131, 134, 135	51,600	0.7096
		80.0	128	51,600	0.7086
		80.0	136-139, 141	50,900	0.7096
		80.0	140	50,900	0.7086
		80.0	143-153	52,100	0.7096
		80.0	154	52,100	0.7086
		80.0	158, 159	52,200	0.7096
		80.0	155-157, 161, 162	52,800	0.7096
		80.0	160	52,800	0.7086
		80.0	163, 167-172, 176-178	52,000	0.7096
		80.0	166	51,500	0.7086
		80.0	164, 165, 173-175	52,000	0.7086
		80.0	181-186	52,600	0.7096
		80.0	179	52,000	0.7086
		80.0	180	52,600	0.7086
		80.0	187-190	60,000	0.7096
		80.0	191, 193, 195, 196	58,400	0.7096
		80.0	192	57,900	0.7086
		80.0	194	58,400	0.7086
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	120.0	3	69,800	0.7096
		120.0	1, 4	70,400	0.7096
		120.0	2	70,400	0.7086
		120.0	5, 6	72,100	0.7096
		120.0	7-9	73,600	0.7086
		124.6	10	88,500	0.7096
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	54,700	0.7330
		81.0	1-3, 5, 6	55,400	0.7330
		81.0	20	56,800	0.7330
		81.0	7-14, 19, 25, 26, 39, 40	57,400	0.7330
		81.0	27-36	58,100	0.7330
		81.0	41, 43-45	60,100	0.7330
		81.0	46, 47	64,300	0.7330
		83.7	102-109	68,900	0.7330
		82.1	48-71	64,700	0.7330
		82.1	110-113	67,400	0.7330
		82.1	72-79, 82-101	65,100	0.7330
		82.1	15-17	62,900	0.7330
		82.1	18	63,500	0.7330
		82.1	21, 22	65,400	0.7330
		82.1	114-119	65,400	0.7330

		82. 1	128, 129	66, 200	0. 7330
		82. 1	124-127	66, 200	0. 7330
		82. 1	132, 133	67, 000	0. 7330
		82. 1	140, 141	67, 000	0. 7330
		82. 1	80, 81	67, 000	0. 7330
		82. 1	136, 137	67, 600	0. 7330
		82. 1	122, 123	67, 000	0. 7330
		82. 1	138, 139	69, 100	0. 7330
		82. 1	143, 144	66, 300	0. 7330
		82. 1	134, 135	66, 300	0. 7330
		82. 1	130, 131	68, 000	0. 7330
		82. 1	145-148	68, 000	0. 7330
		82. 1	120, 121	66, 800	0. 7330
		82. 1	149, 150	67, 400	0. 7330
		82. 1	151, 152	67, 400	0. 7330
畑中地区小規模改良住宅	奈良市船橋町	77. 8	101-404	94, 200	0. 7747
第 1 号コミュニティ住宅	奈良市三条本町	53. 9	109-116～609-616	64, 000	0. 8256
		65. 4	上記以外 6F まで	77, 600	0. 8256
		74. 7	701-1319	88, 800	0. 8256
第 2 号コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	74. 6	1 期 301-403	78, 000	0. 7149
		66. 1	1 期 101, 104, 201, 204	69, 100	0. 7149
		46. 3	1 期上記以外	48, 400	0. 7149
		74. 6	2 期 301-403	81, 300	0. 7149
		66. 1	2 期 101, 104, 201, 204	72, 000	0. 7149
		46. 3	2 期上記以外	50, 500	0. 7149
		74. 6	3 期下記以外	79, 500	0. 7149
		66. 1	3 期 102, 202, 302, 402	70, 400	0. 7149
西之阪地区改良住宅 店舗作業場	奈良市西之阪町	23. 6	1-3, 5-8, 10-14	19, 200	0. 7901
		22. 0	15-17, 19, 23	12, 500	0. 7901
		22. 0	25	15, 300	0. 7901
		22. 0	26-27	21, 800	0. 7901
		28. 0	24	20, 900	0. 7901
		28. 0	25	21, 400	0. 7901
		28. 0	27	23, 300	0. 7901
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55. 0	1	28, 600	0. 7086

(令和 6 年 10 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 561 号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

令和 6 年 10 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画

寺山霊苑 52 区画 (A 東募集区 17 区画、A 西募集区 22 区画、B 東募集区 9 区画、C 東募集区 2 区画、C 西募集区 2 区画)

七条町南山墓地 5 区画

(2) 募集内容

ならしみんだより 11 月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、斎苑管理課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込方法

ア 電子メールによる申し込みの場合

申込期間：令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 25 日（月）まで【必着】

送 信 先：奈良市役所 市民部 斎苑管理課【E-mail:saienkanri@city.nara.lg.jp】

必要な物：奈良市営墓地使用申込書

イ 送付による申し込みの場合

申込期間：令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 25 日（月）まで【必着】

送 付 先：奈良市役所 市民部 斎苑管理課

必要な物：奈良市営墓地使用申込書、受付控送付用 110 円切手 1 枚、抽選結果送付用 110 円切手 1 枚

ウ 持参による申し込みの場合

申込期間：令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 25 日（月）まで

（土日祝日を除く。平日の午後 0 時から午後 1 時を除く。）

申込場所：奈良市役所 斎苑管理課（奈良市役所中央棟 3 階）

必要な物：奈良市営墓地使用申込書、抽選結果送付用 110 円切手 1 枚

(5) 注意事項

ア 持参による申し込みの場合、内容確認をすることがありますので、内容の分かる方が来庁してください。

イ 世帯主名で申し込んでください。

ウ 第 2 希望のある方は、申込書の第 2 希望欄に墓地の区画番号をご記入ください。（抽選会にて、第 1 希望の墓地を抽選後、第 2 希望の墓地が空いていれば抽選を行います。）

エ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

オ 申込み状況の問合せについては原則お答えできません。

カ 使用許可後 3 年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

キ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

※申込みに当たり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選（申込者多数の場合）

(1) 抽選日時

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から

(2) 抽選場所

奈良市役所中央棟 4 階 401 会議室

(3) 抽選結果について、持参、送付の場合は封書で通知し、電子メールの場合は電子メールで返信します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

令和 6 年 12 月 20 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（午後 0 時から午後 1 時を除く。）

(3) 申請場所

奈良市役所 斎苑管理課 (奈良市役所中央棟 3 階)

(4) 持ってくるもの

当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票 (申請者のみで続柄記載のもの)

(5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 墓地使用料の払込み

(1) 納付期限

令和 7 年 1 月 15 日 (水) まで

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。

(3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用開始

令和 7 年 2 月 1 日 (土) から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所 斎苑管理課 0742-34-3502 (ダイヤルイン)

(令和 6 年 10 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 562 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	久保田 晋佑 奈良市秋篠早月町 1 番 6-2 号	田中 尚 奈良市秋篠早月町 1 番 25 号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 10 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 563 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	水本 乃文美 奈良市東登美ヶ丘四丁目 12 番 8 号	山本 浩子 奈良市東登美ヶ丘四丁目 10 番 21 号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 10 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 564 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	堀池医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8	令和6年 9月1日
新	医療法人尚学会ながみクリニック	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8	

(令和6年10月28日揭示済)

奈良市告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
わかくさ会診療所	奈良県奈良市三条町606-10 さやかビル1F	令和6年 9月1日
オレンジ薬局登美ヶ丘店	奈良県奈良市北登美ヶ丘五丁目2番2号	令和6年 7月31日
訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目5番3号タウニマサキ105号室	令和6年 8月31日

(令和6年10月28日揭示済)

奈良市告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
鳥見薬局	奈良県奈良市鳥見町二丁目11番10号	令和6年 10月1日
訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目5番3号タウニマサキ105号室	令和6年 9月1日

(令和6年10月28日揭示済)

奈良市告示第569号

令和6年10月29日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年10月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度奈良市一般会計
補正予算（第6号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,267,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		37,097,697 ^{千円}	44,412 ^{千円}	37,142,109 ^{千円}
	1. 国庫負担金	21,896,112	44,412	21,940,524
歳入合計		166,223,181	44,412	166,267,593

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		14,361,685 ^{千円}	44,412 ^{千円}	14,406,097 ^{千円}
	1. 保健衛生費	5,183,292	44,412	5,227,704
歳出合計		166,223,181	44,412	166,267,593

(令和 6 年 10 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 570 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

生産緑地地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
87	中山町西三丁目地内	約 519 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
355	宝来町地内	約 257 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
389	宝来三丁目地内	約 66 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
516	大安寺三丁目地内	約 154 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
687	宝来町地内	約 449 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
	宝来町地内	約 2 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
	宝来町地内	約 57 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
688	宝来四丁目地内	約 506 m ²	令和 16 年 11 月 1 日
689	古市町地内	約 511 m ²	令和 16 年 11 月 1 日

区域は指定図表示のとおり

指定図省略

(令和 6 年 10 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 571 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 10 月 23 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 10 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 572 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 6 年 10 月 31 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 6 年 2 月 8 日、同月 14 日及び同月 28 日

(令和 6 年 10 月 31 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 25 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

下水道事業課

監査結果公表日 令和 5 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 6 年 9 月 10 日

[監査の結果]	[措置の内容]
下水道事業受益者負担金において、消滅時効が成立した債権の不納欠損処分を行っていない事例が見受けられた。 下水道事業受益者負担金は、3 年にわたって納付することとなっており、時効期間の経過をもって自動的に債権が消滅する公債権であることから、各年度に納付がなかった場合、3 年にわたって順次債権が消滅する。 しかし、所管課では、3 年分の債権が全て時効となった後にまとめて不納欠損処分を行っていた。 不納欠損処分は、債権管理を行う上で重要な手続であり、決算額にも影響することから、債権が消滅した年度において適宜行われない。	令和 5 年度から、下水道事業受益者負担金における消滅時効が完成している債権について、年度ごとに不納欠損処分を行うよう改めました。

地域教育課

監査結果公表日 令和 6 年 3 月 29 日（奈良市監査委員告示第 4 号）

措置結果通知日 令和 6 年 9 月 24 日

[監査の結果]	[措置の内容]
単価契約で実施されている、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業（バンビーランチ）において、事業の実施起案及び単価契約締結に係る起案の決裁区分が本来の決裁権者ではなく部長専決となっていた。 実施起案及び単価契約の決裁区分については、奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）及び奈良市教育委員会事務専決規程（昭和 49 年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）に規定する支出負担行為の決定額に予算額（執行見込額）を照らして判断し、また、内容の重要性等により上位者の決裁を受ける運用がなされている。 当該事業は需用費であり、予算額（執行見込額）が 1,000 万円以上であることから、実施起案及び単価契約の決裁区分は副市長以上となる。 適正な決裁権者まで決裁を受けられたい。	令和 6 年度における奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業の実施起案及び単価契約締結に係る起案については、予算額（執行見込額）が 1,000 万円以上であったことから、奈良市事務専決規程及び奈良市教育委員会事務専決規程に基づき、副市長専決として決裁を受けました。

福祉医療課

監査結果公表日 令和 5 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 20 号）

措置結果通知日 令和 6 年 10 月 7 日

[監査の結果]	[措置の内容]
後期高齢者医療保険料の滞納繰越事務において、調定額が本来の計数と異なっていた。 これは、後期高齢者医療保険料の決算額における収入済額に過誤納に伴う還付未済額が含まれている場合、翌年度の滞納繰越額を算出する際、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があるが、また、加算後の額が個々の未収債権の合計額と一致するかを確認する必要があるが、そのいずれも行われていなかったことが原因であった。 滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、個々の債権の合計額を把握した上で、適正な額で調定を行われたい。	令和 6 年度の後期高齢者医療保険料の滞納繰越事務において、令和 5 年度の収入未済額に還付未済額を加算し、加算後の額が個々の未収債権の合計額と一致していることを確認した上で、金額を確定し、令和 6 年度滞納繰越分普通徴収保険料の調定を行いました。

人事課

監査結果公表日 令和 5 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 20 号）

措置結果通知日 令和 6 年 10 月 11 日

[監査の結果]	[措置の内容]
月額で支給している会計年度任用職員の報酬において、月の途中で退職した職員に求める報酬の返納額に算定誤りがあった。 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第 16 号）第 16 条及び第 17 条の規定に基づき、適正に事務処理を行われたい。	算定誤りのあった会計年度任用職員の報酬について、令和 6 年 2 月 9 日付で当該職員への通知を行い、同年 8 月 15 日付けで返納がありました。 また、今後同様の事例が起こらないよう、これまで担当が個々に手計算していたが、エクセルを用いて整合性チェックができるようにしました。

納税課

監査結果公表日 令和 5 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 6 年 10 月 15 日

[監査の結果]	[措置の内容]
市税の滞納繰越事務において、当初調定額が本来の計数と異なっていた。 これは、滞納繰越が納税課と課税担当課の両課にまたがった事務であることが一因と考えられる。 滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、両課間で適切に連携を図るとともに、前年度の収入未済額も参照した上で正確な調定額をつかまれない。	市税の滞納繰越事務について、納税課及び課税担当課で会議を行い、運用方法の変更や事務処理日の調整等の見直しを図り、令和 5 年度決算処理時にそれぞれの調定額の数字が一致していることを確認した上で、令和 6 年度の滞納繰越事務においては、正確な額で調定を行いました。

(令和 6 年 10 月 25 日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 60 号

奈良市企業局物品購入等入札参加の資格等に関する要領を次のように定める。

令和 6 年 10 月 18 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

奈良市企業局物品購入等入札参加の資格等に関する要領
(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、奈良市企業局が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。以下「物品購入等契約」という。）に係る入札又は見積り（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第 2 条 入札等に参加を希望する者は、奈良市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- (3) 奈良市税、所得税又は法人税、奈良市国民健康保険料、奈良市の水道料金及び下水道使用料、消費税並びに地方消費税に滞納がある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項の資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書に別に定める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

3 前項の申請は、管理者が別に定める期間に行うものとする。ただし、当該申請期間経過後においても管理者が当該申請期間と別に定める期間に申請を行うことができるものとする。

(資格者の決定等)

第3条 管理者は、入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録し、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第4条 入札参加資格の有効期間は、定期申請（第2条第3項本文の申請をいう。以下同じ。）にあつては3年間とし、追加申請（第2条第3項ただし書の申請をいう。）にあつては結果通知をした日の翌日から直前の定期申請により入札参加資格を得た者の有効期間の末日までとする。

(変更届)

第5条 資格者は、次に掲げる事項に変更があったとき、又は長期にわたり休業することとなったとき、若しくは廃業することとなったときは、管理者が別に定めるところにより、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 代表者氏名
- (3) 代理人
- (4) その他営業内容についての重要な事項

(入札参加資格の取消し)

第6条 管理者は、資格者が令第167条の4第2項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する場合のいずれかに該当するとき又は不正の手段により入札参加資格を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により資格者の入札参加資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月18日から施行する。

(令和6年10月18日掲示済)

奈良市企業局告示第61号

奈良市企業局物品購入等入札参加の資格等に関する要領（令和6年奈良市企業局告示第60号）第2条第3項の規定により、入札参加資格審査の申請の期間を定めたので、次のとおり告示する。

令和6年10月18日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

1 定期申請の期間

令和6年11月5日から令和6年11月29日まで

2 競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(令和6年10月18日掲示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会委員会告示第25号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本市各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のように選任しました。

令和6年10月18日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

次のよう省略

(令和6年10月18日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所の投票管理者を、次のように変更しました。

令和6年10月22日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植 田 茂

期日前投票所名 奈良市月ヶ瀬行政センター期日前投票所
職務を行うべき日 令和6年10月23日から10月24日まで
解任する者 省略
選任する者 省略

(令和6年10月22日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のように変更しました。

令和6年10月24日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植 田 茂

- 1 解任する者
第46投票区投票管理者 省略
- 2 選任する者
第46投票区投票管理者 省略

(令和6年10月24日揭示済)